



トピックス ご注意!! シュレッダー(紙細断機)による事故 P2

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html



ヤミ金融にご用心!



消費者金融5社から250万円の借金をしている。金融業者から携帯にメールが届き、「低金利で融資・審査なし」という内容だったので、借金を一本化しようと思い、300万円の融資を申し込んだ。電話をすると、親切な対応で「あなたの勤務先や家族構成なら融資可能なので、まず信用度を確認するために30万円の保証料を振り込んでほしい」と言われた。別の金融業者から何とか工面して振り込んだが、300万円はいつまでたっても入金されない。おかしいと気づき、業者に解約を申し出たところ、態度が豹変し「解約料を払え。職場にばらすぞ。」と昼夜を問わず会社や家庭にかかってくるようになった。



◆ヤミ金融について◆
ヤミ金融業者(国や県に無登録で貸金業を営んだり、違法な高金利貸付や取立てをする業者)の「融資保証金詐欺」と思われます。新聞・雑誌やダイレクトメール等に「あなたの債務を整理します」「多重債務もOK」「無審査・即時融資」などと広告し、保証料・事務手数料等の名目で現金をだまし取る手口です。相談者には、詐欺の被害にあったこと・執拗な取立てを受けていることについて警察に相談するよう、また、業者からの法外な請求には応じないようアドバイスしました。多重債務(複数の相手に多額の債務を負い、支払いが困難になった状態)の解決法については、弁護士などの専門家にできるだけ早く相談するよう助言しました。

◆もし多重債務に陥ったら…◆

多重債務の解決方法には、①任意整理②特定調停③個人再生手続き④自己破産の4つがあります。どの方法が適切かは、負債・収入・資産などの状況により個別に判断することとなります。早めに公的相談機関や弁護士等の専門家に相談しましょう。

相談先

- 富山県消費生活センター(消費者金融相談)
☎076-433-3252
- 富山県消費生活センター 高岡支所
☎0766-25-2777
- 富山県弁護士会
(富山)☎076-421-4811
(高岡)☎0766-22-0765

注意喚起! 屋根下設置型融雪装置の発火にご注意!

次の製品を使用している方は、発火の危険がありますので、直ちに使用を中止し、至急JFEスチール(株)に連絡してください。

- ◆対象製品…屋根下設置型融雪装置 「FFトケール」
- ◆製造元…川鉄ファイナヒーター(株)(1988年1月~1990年6月)
ケイエフエイチ(KFH)(株)(1990年7月~1995年12月)
- ◆連絡先…フリーダイヤル 0120-308-873/受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日含む)
JFEスチールのホームページ <http://www.jfe-steel.co.jp/information.html>



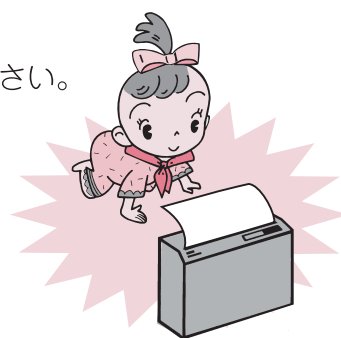
ご注意!! シュレッダー(紙細断機)による事故

個人情報の保護に関する法律が施行され、個人情報の取扱いについて関心が高くなっていることから、家庭用にシュレッダーを求める人も多くなっています。

しかし、家庭用シュレッダーにより、幼児が指を切断する事故が東京都などにおいて発生しています。富山県消費生活センターでは、7銘柄の家庭用シュレッダーの安全性などをテストし、使う際の注意事項などをまとめました。

● 注意事項 ●

- (1)シュレッダーは刃物を内蔵しています。取扱説明書や注意ラベルなどをよく読んで、正しくご使用ください。
- (2)乳幼児・子どもの手が届かないところに設置してください。
- (3)使用時には乳幼児や子どもを近づけないよう十分注意してください。
- (4)使わないときは電源プラグを抜いてください。
- (5)シュレッダーの重心は高い位置にあり、転倒しやすいので気をつけてください。
- (6)髪の毛やネクタイなどは引き込まれた場合、引き込み力が大きく危険ですので、投入口に触れないようにしてください。



● 購入するときは ●

- (1)電動式は、電気用品安全法に基づく「PSEマーク」が本体に付いているかを確認しましょう。
- (2)誤って乳幼児の手指が巻き込まれないように、スイッチや投入口に安全対策がなされているものを選びましょう。
- (3)手回し式のものは、葉書などの細断には向いていますが、書類を何枚も続けて細断するのには向いていません。用途に合わせて手回し式か電動式を選びましょう。
- (4)書類等を細かく処理する場合は、クロスカット方式(細断片の大きさ:約4×40mm程度)がよいでしょう。
- (5)細断くずの取出しは、引き出しタイプが便利です。



－ テスト結果 －

- (1)表示 : 電気用品安全法に基づく表示がなされていないものがあり、国へ報告しました。「警告ラベル」など、本体に安全確保の注意喚起がないものや分りにくいものがありました。
- (2)安全性 : 電气的安全性は、全銘柄、電気用品安全法の基準を満たしていましたが、投入口の広いものや、重心が高く転倒しやすいものがありました。
- (3)性能 : つながらずきれいに細断できる割合(細断率)は、全銘柄良好でした。そのときの速度は銘柄によって約2倍の差がありました。そして、細断時の騒音は静かなものとうるさく感じるものがありました。

冬の省エネ ～ちょっとした工夫で暖かく～



今年もまた冬がやってきました。厳しい寒さの中、つつい暖房器具の設定温度を上げ過ぎていませんか？

ドアの開閉を少なくしたり、厚手のカーテンを使用することなどにより、部屋の暖房効率は上がります。また、カーディガンやひざかけなど、衣類を増やすことで体感温度を上げることができます。

光熱代の節約だけでなく、地球にもやさしい省エネライフスタイルを実践してみませんか？



「とやまエコライフ・アクト10宣言」 キャンペーンについて



県では、県民の皆さんによる自主的な温暖化対策を推進するため、国が推進している国民運動「チーム・マイナス6%」の6つの取組みと、県が推進してきた「とやまオリジナル」の4つの取組みを組み合わせた10のアクションを県民の皆さんに呼びかける、「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを展開しています。

今すぐ、「とやまエコライフ・アクト10宣言」をして、できることから取り組みましょう。

「とやまエコライフ・アクト10宣言」

●内 容：地球温暖化防止に向けた10の取組項目から、取り組む項目を選択し宣言するもの

●宣言方法

①県のホームページからの宣言

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00003967.html)

②「チーム・マイナス6%」のホームページからの宣言

(<http://www.team-6.jp/>)

③宣言書(県環境政策課から配布)を郵送・FAX送付での宣言



●取組項目

ACT1 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう

ACT2 水道の蛇口はこまめにしめよう

ACT3 ふんわりアクセル「eスタート」をしよう

ACT4 エコ製品を選んで買おう

ACT5 無駄なレジ袋は断ろう

ACT6 電化製品はコンセントからこまめに抜こう

ACT7 マイカーに乗らずに出かけよう

ACT8 自然とふれあい、緑を守り育てよう

ACT9 資源回収等の地域の環境保全活動に参加しよう

ACT10 とやまの旬の食材を食べよう

※ACT1～6：「チーム・マイナス6%」の取組み、
ACT7～10：「とやまオリジナル」の取組み

●問合せ先：富山県生活環境文化政策課 TEL 076-444-3141



“とやまエコライフ・アクト10宣言しよう”!



みんなでまめよう温暖化
チーム・マイナス6%

原料の産地が表示される食品がぐーんと広がります・2

平成18年10月から、生鮮食品に近い加工食品にも主な原材料(原材料に占める重量割合が50%以上のもの)の産地表示が義務付けられています。(義務付けられた加工食品は、10・11月号に掲載してあります。)

主な原材料が、国産品の場合は「国産」と表示しますが、「国産」と表示せず都道府県及び地名等を表示することも認められています。

また、主な原材料が、輸入品の場合は「原産国名」を表示し、原産国が複数ある場合は、「原産国名」を多い順に表示します。

表示例

【基本的表示方法】

名称	あじの開き	又は	名称	あじの開き
原材料名	真あじ(A国)、食塩		原材料名	真あじ、食塩
内容量	1尾		原料原産地名	A国
消費期限	枠外下部に記載		内容量	1尾
保存方法	10℃以下で保存して		消費期限	枠外下部に記載
製造者	××株式会社 ××県		保存方法	10℃以下で保存して
			製造者	××株式会社 ××

【複数の原料原産地表示方法】

重量の多いものから原料原産地名を記載。

上位2箇所以上を記載し、それ以下は「その他」とすることも可能。

名称	乾燥〇〇
原材料名	〇〇(A国、B国、その他)、××、△△
内容量	100g

【別途表示する方法】

名称	乾燥〇〇	(別記)	
原材料名	〇〇、××、…		
原料原産地名	商品名下部に記載		
内容量	100g		
			商品名 原料〇〇の原産地名：A国

問合せ先：富山県農産食品課食品安全係 TEL 076-444-8816

「架空請求」の事業者名等の情報提供について

身に覚えのない利用料金などを請求したりする、いわゆる「架空請求」が県内で発生しています。

富山県では、この「架空請求」による被害の発生を防止するため、県のホームページにおいて、「架空請求」の事業者名等を情報提供していますので、ご覧ください。

ホームページアドレス http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/

掲載されている事業者から「架空請求」を受けても相手に連絡せずに無視してください。また、他の事業者名による「架空請求」を受けても、身に覚えのない場合には、同様に無視してください。

「架空請求」の内容に不安がある場合には、県消費生活センター、市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター ☎076-443-2047

(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野☎076-467-5810 婦中☎076-465-2115

大山☎076-483-1212 山田☎076-457-2113

八尾☎076-454-3114 細入☎076-485-9001

魚津市☎0765-23-1003

滑川市☎076-475-2111(内323)

黒部市☎0765-54-2111

舟橋村☎076-464-1121(内29)

上市町☎076-472-1111(内141)

立山町☎076-463-1121(内156)

入善町☎0765-72-1100(内135)

朝日町☎0765-83-1100(内142)

砺波市☎0763-33-1111(内143)

庄川支所☎0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎(076)432-9233

消費者金融相談 ☎(076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課☎0766-20-1522

(高岡市広小路7番50号)

福岡総合行政センター☎0766-64-5333

氷見市☎0766-74-8010

小矢部市☎0766-67-1760(内424)

南砺市☎0763-23-2008

行政センター

福野☎0763-22-1101 平☎0763-66-2132

井波☎0763-82-1181 上平☎0763-67-3212

城端☎0763-62-1213 利賀☎0763-68-2112

福光☎0763-52-1571 井口☎0763-64-2212

射水市(大島庁舎)☎0766-52-7966

地区行政センター

新湊☎0766-82-1964 大門☎0766-52-7397

小杉☎0766-57-1636 下☎0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談

☎(0766)25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎(076)432-5690 午前9時～午後4時